

福祉手当のご案内

市では次のとおり、児童・福祉の手当てを支給しています。支給要件を満たして、まだ申請していない人は手続をしてください。

障害児福祉手当・特別障害者手当

在宅で重度の障害があり、日常生活において、常時特別な介護を要する人 ※障害児福祉手当は、特別児童扶養手当と併せて支給できます。

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部が停止されることがあります。

※手当を受給している人は8月に所得状況届を提出する必要があります。

※障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問合せください。

問合せ▼困福祉課障害福祉係

(☎内線1159)

☑住民福祉課福祉子ども係

(☎内線2153)

障害のある人を守るために

障害のある人が同意なく財産や賃金を使われる、暴力を受ける、介護や世話をしてもらえないなど、虐待を受けていることが近年問題になっていきます。また、虐待を受けていても自分から助けを求められずにいる人もいます。

そのような状況に対し、障害のある人を守り、安心して地域で生活できるようにと、平成24年10月1日に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止

法)」が施行されました。

障害者虐待の具体例

- ① **身体的虐待**
身体に外傷や痛みを与えること、または正当な理由もなく身体を拘束すること。
- ② **性的虐待**
わいせつな行為をすること、または、わいせつな行為を強要すること。
- ③ **心理的虐待**
暴言、無視、または精神的苦痛を与えること。
- ④ **放棄・放任**
食事や排泄、入浴、洗濯など身の回りの世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせない。
- ⑤ **経済的虐待**
財産を不当に処分すること、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者虐待を発見したら通報を

虐待を発見した人は、速やかに市町村へ通報することが義務として定められています。通報したことで通報者が不利益になるようなことはありません。

虐待している人、虐待されている人「自覚」は問いません。虐待をされていても、自分の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していない人や、悩んでいても自分から助けを求められずにいる人もいます。また、虐待をしている人が「指導・しつけ・教育」として不適切な行為をして



防犯講習会が行われました

11月2日(金)安中市役所本庁舎にて職員を対象とした防犯講習会が行われました。安中警察署警察官による指導のもと、さすまたの使用方法や護身術について、実践を交えながら学びました。また、14日(水)には、松井田庁舎にて同様の講習会を実施するとともに、住民福祉課窓口において、行政対象暴力を想定しての容疑者取り押さえ訓練も行われました。

障害者差別解消法を知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人も共に暮らせる社会を目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店など事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

【不当な差別的取扱いの具体例】

- ・受付の対応を拒否する
- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける